

奨学金等貸与医師の業務従事義務からの離脱に係る取扱いについて

- (1) 毎年度実施する貸与者との面談において、離脱の意思表示があった者に対しては、本人の言い分を十分聴いた上で、貸付制度の趣旨(県内就業を条件に公金を原資に貸付)を再確認するとともに、義務の一時中断(義務猶予期間の活用)等により離脱を回避できないか話し合いを行い、翻意を促す。
- (2) 県の説得にも関わらず離脱の意思が固い場合は、本人に対し離脱理由を詳細に記載した申立書および証憑の提出を求める。
- (3) 提出された申立書に基づき、貸付原資が公金であることを踏まえ、離脱理由が客観的に妥当かつやむを得ないものであるかについて、同意基準(別紙)に基づき、滋賀県医師キャリアサポートセンターにおいて協議する。
- (4) 県の附属機関である滋賀県地域医療対策協議会に諮り、その協議結果を踏まえ、最終的に県として同意または不同意について判断する。
- (5) 県に事前申し出や相談がなく、事後的に離脱が判明した場合は、理由の如何に関わらず全て不同意とする。

令和3年4月1日

離脱に係る同意基準

(別紙)

離脱事由	同意・不同意	同意基準	証憑(例)
1 疾病・障害等による就労不能	右記の場合に限り同意	県内で医師として通常の勤務をすることが困難で、かつ、回復の見込みがない場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の意見書、診断書 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し ・介護保険被保険者証の写し <p style="text-align: center;">等</p>
2 家族の介護	右記の場合に限り同意	貸与者本人が日常的に当該家族を介護する必要性があり、かつ、相当期間にわたることが見込まれるため、県内で医師として通常の勤務をすることが困難な場合。	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の意見書 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し ・要介護者との続柄を証明できる書類(住民票等)や、その他家族構成がわかる書類(住民票、戸籍謄本等) <p style="text-align: center;">等</p>
3 自己都合によるもの 【例】 結婚(事実婚またはこれに相当するものを含む。)、キャリア形成のため、家業を継ぐ、通勤の都合等	不同意		
4 その他 上記以外の類型化できない事例	個別判断		

※退学、国試不合格等により医師免許の取得ができない場合や、医師になった後の死亡による離脱については、そもそも医師としての就業が不可能であり、同意または不同意についての判断の余地がない。